

2 復興を加速化する体制の整備

(1) 復興にシフトした柔軟な組織体制の整備

組織機構の見直し

[人事課／震災復興推進課]

現状・今後の取組

県の組織機構については、復旧・復興に向けた取組状況を勘案しながら柔軟に見直しを進めてきましたが、新たな行政需要に迅速かつ適切に対応するため、引き続き政策・施策の重点化と連動した組織の再編整備を進めていきます。

また、震災復興計画の推進や復興に係るさまざまな課題等の解決に向け部局横断的に取り組んできた「宮城県震災復興本部」については、復興の進捗に合わせた課題に柔軟に対応できるよう運営していきます。

なお、震災前から取り組んできた総務事務の効率化については、震災対応業務が落ち着き、事務量が通常ベースに戻った時期に、検討を再開します。

| 取組内容 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|---------------------------------------|------|------|------|------|
| <input type="checkbox"/> 組織の再編整備 | → | | | |
| <input type="checkbox"/> 宮城県震災復興本部の運営 | → | | | |

適正な定員管理

[人事課]

現状・今後の取組

県では、平成23年2月に「新定員管理計画」を策定しましたが、震災による膨大な復旧・復興事業の発生に伴い、計画に沿った定数削減は困難となったことから、既存事業分の職員数については計画に沿った削減を行い、それを復旧・復興事業をはじめとする新たな行政需要に対応するために再配分しています。

引き続き適正な定員管理を行うことは必要であることから、現行の「新定員管理計画」期間の終了する平成27年度以降については、平成26年4月1日を基準とした新たな定員管理計画を設定し、毎年度、適切な定員管理を実施します。

| 取組内容 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|--|------|------|------|------|
| <input type="checkbox"/> 新たな定員管理計画の策定・管理 | → | | | |

(2) 発注業務の円滑化

発注者支援業務等外部委託の活用

〔事業管理課〕

現状・今後の取組

復旧・復興業務に係る人員不足を補い、工事の円滑な執行を図るため、県では平成24年4月から発注者支援業務として工事積算、監督業務を対象に、外部委託を導入しました。さらに、大型工事の発注が本格化することを踏まえ、平成25年9月からは、入札契約に係る審査期間を短縮するため、総合評価落札方式の技術審査業務についても外部委託を導入しています。

震災復興計画の再生期においても、引き続き工事積算等の発注者業務に関して外部委託を適切に活用し、復旧・復興事業の加速化を図ります。

取組内容

26年度

27年度

28年度

29年度

発注者支援業務等外部委託の活用



3 危機管理体制の充実強化

(1) 防災体制の整備

地域防災計画等の見直し

[危機対策課/原子力安全対策課]

現状・今後の取組

宮城県地域防災計画については、震災時の検証や国の防災基本計画の見直し等を踏まえ、平成24年度・25年度・26年度・27年度と修正を行いました。今後も、災害対策基本法の改正等災害対策の見直しに合わせて修正します。なお、その際には、関係機関や有識者からいただいた意見を必要な対策に反映させます。

原子力防災体制の整備については、原子力災害対策指針の改定に応じて地域防災計画を随時修正し、原子力災害対策重点区域を含む7市町と連携して必要な対策を講じていきます。

さらに、震災後に見直した各種の災害対応対策マニュアルについても、訓練時に検証・確認を行いながら、状況に即した改正を随時行っていきます。

| 取組内容 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|--|------|------|------|------|
| <input type="checkbox"/> 地域防災計画の見直し | → | | | |
| <input type="checkbox"/> 原子力防災体制の整備 | → | | | |
| <input type="checkbox"/> 各種災害対応対策マニュアルの見直し | → | | | |

広域防災拠点の整備

[危機対策課/都市計画課]

現状・今後の取組

大規模災害時には、関係機関と連携し、迅速かつ的確な災害対応活動を実施するため、他県からの広域支援部隊のベースキャンプ用地や支援物資輸送中継拠点、傷病者の域外搬送拠点となるスペースが必要であることから、仙台市宮城野原地区に広域防災拠点を整備します。

また、広域防災拠点を中心として、既存の県有施設や市町村施設から選定した圏域防災拠点との機能補完、相互連携によるネットワークの下、全県的な防災体制を整備します。

| 取組内容 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|--|------|------|------|------|
| <input type="checkbox"/> 広域防災拠点の整備 | → | | | |
| <input type="checkbox"/> 市町村・関係機関との連携体制の構築 | → | | | |

消防団員の確保に関する市町村への支援

〔消防課〕

現状・今後の取組

消防団は、地域防災力の中心として大きな役割を果たしていますが、近年の社会環境の変化などから、消防団員数の減少、消防団員の高齢化などの課題に直面しており、地域における防災力の低下が懸念されています。

消防団員は地域防災の中核的存在であり、県と市町村の共通課題であることを認識し、消防団員確保のために必要な支援に取り組みます。また、消防団員の安全確保のために、消防団の装備の充実に努めるとともに教育・訓練の充実強化に取り組みます。

成果目標 指標： 条例定数に対する充足率

現状 平成 25 年 4 月 1 日現在 86.8% ⇒ 目標 全国平均充足率以上
(平成 24 年 4 月 1 日現在 93.4%)

| 取組内容 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
|---|-------|-------|-------|-------|
| <input type="checkbox"/> 消防団員確保のための支援 | ▶▶▶▶▶ | | | |
| <input type="checkbox"/> 消防団の装備充実, 教育・訓練の充実強化 | ▶▶▶▶▶ | | | |

消防職団員への教育訓練の実施

〔消防学校〕

現状・今後の取組

震災以降、消防職団員への期待と関心が高まる一方、震災時の犠牲を受けて、より安全に活動できる体制の整備が求められています。

消防職員の専門技術・知識の向上を図るため教育訓練カリキュラムの充実を図るとともに、消防団員についても教育訓練を受ける機会を拡充するため、研修の土曜・日曜開催や職員派遣などにより、受講しやすい環境の整備に努めます。

| 取組内容 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
|---|-------|-------|-------|-------|
| <input type="checkbox"/> 消防職員の教育訓練カリキュラムの充実 | ▶▶▶▶▶ | | | |
| <input type="checkbox"/> 消防団員の教育訓練受講機会の拡充 | ▶▶▶▶▶ | | | |

(2) 県業務継続計画（BCP）の策定・運用

県BCPの策定・見直し

〔行政経営推進課〕

〔防災砂防課／公営事業課／情報政策課〕

現状・今後の取組

県では、地域防災計画において、大規模な災害が発生した場合に、災害応急対策等の実施や県民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼすような優先度の高い通常業務を継続するため、業務継続計画（BCP）を策定することとしています。

今後、非常時に対応するための体制の確認や優先業務の洗い出し等を行い、各種災害対応マニュアル等との整合をとりながら、業務継続性の確保を図ります。

また、すでに策定している土木部・企業局のBCPや情報システムのBCP（i-BCP）についても、震災時の課題や訓練結果を踏まえて適宜見直しを行い、より実効性を高めていきます。

| 取組内容 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|-------------------------------------|------|------|------|------|
| <input type="checkbox"/> 県BCPの策定・運用 | → | | | |
| <input type="checkbox"/> 既存BCPの見直し | → | | | |
| ・土木部BCPの見直し | | | | |
| ・企業局BCPの見直し | | | | |
| ・i-BCPの見直し | | | | |

4 市町村に対する復興に向けた支援

(1) 被災市町村に対する支援

沿岸15市町の職員確保に対する支援

[人事課/市町村課]

現状・今後の取組

津波による被害が大きい沿岸15市町では、膨大な復興関連業務を進めていくための職員が不足していることから、県ではこれまでに、都道府県ごとに重点的に支援をお願いする沿岸部市町を定めて全国への訪問要請を実施してきたほか、任期付職員の派遣、復興関連業務の受託などできる限りの支援を行ってきました。

沿岸15市町では全国の地方公共団体から数多くの派遣を受けながら、着実に復旧・復興事業を進めていますが、平成26年度以降に事業がピークを迎え、さらなる職員確保が必要であることから、引き続き職員の確保や業務軽減につながる支援を継続します。

| 取組内容 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|--|------|------|------|------|
| <input type="checkbox"/> 宮城県市町村復興関係職員確保支援プロジェクトチームによる全庁的支援 | → | | | |
| <input type="checkbox"/> 市町村震災関係職員確保連絡会議による情報共有・検討 | → | | | |
| <input type="checkbox"/> 「市町村復興関係職員確保アクション・プラン」に基づく取組の推進 | → | | | |

東日本大震災復興交付金等の財源の確保

[市町村課]

現状・今後の取組

東日本大震災からの復旧・復興のためには、その主たる財源となる東日本大震災復興交付金、震災復興特別交付税等の必要額を確保するとともに、長期にわたってこうした特例的な財政支援が継続されるよう国に求めていく必要があります。

各市町においては、国において集中復興期間とされた平成27年度までに完了することができない事業も有しており、平成28年度以降の財源確保が課題となっています。

県では、各市町に対し助言を行うとともに、各市町の課題や要望を集約し、国に対し改善を申し入れることで、財政支援措置の期間延長の実現に取り組んでいきます。

| 取組内容 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|---|------|------|------|------|
| <input type="checkbox"/> 復興財源に関する課題等の集約と国への要望 | → | | | |

復旧・復興に関する課題や先進的取組等の情報共有

〔震災復興推進課〕

現状・今後の取組

津波被害を受けた沿岸15市町ではそれぞれ復旧・復興事業に取り組んでいますが、甚大な被害のため前例のない課題も多く、復旧・復興を進める上での課題や先進的な取組事例を共有することが重要になっています。

県では、平成24年度から「県と沿岸15市町震災復興計画所管部課長会議」を開催し、県の関係各部局次長と沿岸15市町の震災復興計画所管部課長が一堂に会し、復旧・復興に関する課題や先進的な取組事例等を共有することにより、各市町が抱える課題の解決を図ってきました。復旧・復興の進捗によって課題も変化していくことから、引き続き各市町の課題解決の参考となるような情報共有に取り組んでいきます。

取組内容

26年度

27年度

28年度

29年度

□「県と沿岸15市町震災復興計画所管部課長会議」の開催



復興推進計画・復興整備計画策定等に関する支援

〔地域復興支援課〕

現状・今後の取組

復興特区制度*を活用するため、税制や規制・手続の特例措置が講じられる復興推進計画について、これまで計画の認定申請に係る調整・支援を行ってきました。また、沿岸市町の土地利用等に係る許可手続等の特例措置が講じられる復興整備計画については、市町の負担軽減を図るため、計画策定への助言や計画の協議の場である復興整備協議会の運営支援を行っています。

今後も、復興の進捗に合わせて必要な特例措置等が活用できるよう、各市町のニーズを把握しながら助言・支援を継続するとともに、新たな規制の特例措置等について国に提案し、その実現を図ることで、復興の円滑化・迅速化につなげます。

※復興特区制度：震災により一定の被害が生じた区域（特定被災区域）において、その全部又は一部の区域が特定被災区域である地方公共団体が特例を活用するための計画（復興推進計画・復興整備計画等）を策定し、その計画が国に認められた場合には特例措置が講じられる制度。

取組内容

26年度

27年度

28年度

29年度

□復興推進計画・復興整備計画策定等に関する支援



被災市町の復興まちづくりに対する支援

[復興まちづくり推進室]

現状・今後の取組

沿岸の被災市町で進められている復興まちづくり事業は、計画策定段階から工事施工段階へと移行しているところです。復興まちづくりが新しいステージに移ることで、新たな課題が顕在化したり、地域ごとにさまざまな課題を抱えた中で事業を進めている状況にあることから、課題解決に向け、引き続き市町を支援していく必要があります。

そのため、新たな課題を把握し、その解決に向けて、関係機関との調整や国等への要望を行うとともに、市町職員対象の復興まちづくりの勉強会等を開催し、技術・制度の理解と情報共有を進めます。

特に、今後大きな課題と見込まれる移転元地の利活用計画の策定や、将来を見据えた新しい復興まちづくりの計画策定を支援し、復興まちづくり事業の円滑な推進と一層の加速化を図ります。

また、「復興まちづくり事業カルテ」の更新を行い、きめ細かな情報提供に努めます。

成果目標 指標：住宅等建築が可能となった復興まちづくり事業の地区の割合

現状 平成 25 年度末 8% ⇒ 目標 平成 29 年度末 100%

| 取組内容 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|
| □関係機関との調整・国への要望 | → | | | |
| □復興まちづくりに関する技術的指導・助言 | → | | | |
| □「復興まちづくり事業カルテ」の公表 | → | | | |

災害公営住宅整備事業の市町からの業務受託

[住宅課／復興住宅整備室]

現状・今後の取組

被災者が安心して生活できる住まいの確保は県の最優先課題の一つです。そのうち災害公営住宅については、県全体で平成 29 年度までに約 16,000 戸を整備する計画ですが、整備の主体となる被災市町においては、ノウハウやマンパワーの不足が課題となっています。

そのため、整備戸数 16,000 戸のうち、2,258 戸（※）について県が被災市町から設計・工事を受託し、整備を進めています。

（※）2,258 戸以外に、設計のみ受託したものが 350 戸あり、平成 26 年度に設計は全て完了しています。

成果目標 指標：災害公営住宅（県受託分）完成戸数

現状 平成 27 年度末（見込み）2,108 戸 ⇒ 目標 平成 29 年度末 2,258 戸

| 取組内容 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
|------------------|-------|-------|-------|-------|
| □災害公営住宅（県受託分）の整備 | → | | | |

宮城県サポートセンター支援事務所の運営

[長寿社会政策課]

現状・今後の取組

被災市町では、被災した高齢者などが応急仮設住宅等で安心して生活できるよう、応急仮設住宅団地内などに、見守りや生活・健康相談などを行う仮設住宅サポートセンターを設置しています。県では、サポートセンターをバックアップする「宮城県サポートセンター支援事務所」を開設し、各専門団体と連携しての相談会や、サポートセンタースタッフ（被災者支援従事者）に対しての研修、アドバイザーによる被災市町への助言などの後方支援を行っています。

今後は、災害公営住宅への移行期におけるニーズに対応しながら、引き続き各地域のサポートセンターをはじめとした被災者支援組織に対して、運営相談や研修の実施などの支援を継続していきます。

取組内容

26年度

27年度

28年度

29年度

宮城県サポートセンター支援事務所の運営



市町村等地方公営企業に対する復興に向けた支援

[市町村課]

現状・今後の取組

県内の市町村等公営企業は沿岸地域を中心に著しい震災被害を受けており、被災した施設の早期復旧と経営安定等を図るため、国により特別な財政支援が講じられています。

しかし、沿岸部の地方公営企業の復旧・復興は、職員不足や入札不調等により遅れていることから、市町村等公営企業の早期復旧・復興に向け、県では地方公営企業の経営状況等を把握し経営安定化に向けた助言を行うとともに、財源確保のための国への要望などにより、引き続き支援していきます。

取組内容

26年度

27年度

28年度

29年度

市町村等公営企業の経営安定化に向けた助言



財源確保のための国への要望

